

独立行政法人教職員支援機構職員給与規程

平成 29 年 4 月 1 日
教職員支援機構規程第 2 号

改正 平成29規4
平成29規8
平成30規9
平成30規17
令和元規1
令和元規17
令和元規24
令和 2 規6
令和 2 規33
令和 3 規2
令和 3 規6

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構に所属する職員（非常勤職員及び年俸制適用職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- 一 基本給は、俸給及び扶養手当とする。
- 二 諸手当は、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
- 三 前項に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合は、前項の諸手当以外の手当を支給することができる。

(給与の支給日)

第3条 職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 17日が日曜日に当たるとき 15日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、18日
- 二 17日が土曜日にあたる時 16日
- 2 支給定日においては、当月分の基本給、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職手当並びに前月分の超過勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
- 4 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
- 5 月の16日以降において、俸給及び管理職手当の支給を開始し若しくは停止すべ

き事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月の支給定日において、その差額を追給し、又は控除する。

(俸給の決定)

- 第4条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度その他の勤務条件及び独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）の事業計画（中期計画及び年度計画。以下同じ。）の達成に対する貢献度を考慮し、俸給表において定める級及び号俸により決定する。
- 2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。
- 一 一般職俸給表（別表第1）
 - 二 教育職俸給表（別表第2）
- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを各俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は級別標準職務表（別表第3）による。

(初任給)

- 第5条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

- 第6条 勤務成績が良好な職員を上位の職務の級に昇格させるときは、その者の資格に応じて1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については別に定める。
- 2 前項の場合において、その昇格をさせようとする職員が機構の事業計画の達成に多大な貢献をしたと理事長が認めた場合は、2級以上上位の級に決定することができる。

(降格)

- 第7条 職員の勤務成績が著しく不良な場合は、その者を1級以上下位の職務の級に決定することができる。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については別に定める。
- 2 独立行政法人教職員支援機構就業規程（平成29年教職員支援機構規程第6号。以下「職員就業規程」という。）第16条第3項の規定により、降任が承認された場合に降格させることができる。

(昇給)

- 第8条 職員の昇給は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（次の各号に掲げる職員にあつては3号俸）とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 一 一般職俸給表の適用を受ける職員で、職務の級が7級以上である者
 - 二 教育職俸給表の適用を受ける職員で、職務の級が5級以上である者
- 3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(復職時等における号俸の調整)

第8条の2 休職の職員が復職又は休業の職員が職務に復帰し、再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休業期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは職務に復帰するに至った日、同日後における最初の昇給日、又はその次の昇給日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族について6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下、「一般職8級職員等」という。）にあっては3,500円、一般職俸給表の適用をうける職員でその職務の級が9級以上（以下、「一般職9級職員等」という。）にあっては、支給しない。）とし、同項第2号の扶養親族については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出にものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から

15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第10条 地域手当は、別表第4に掲げる地域に所在する事務所又は機関等に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、基本給及び管理職手当の月額の合計額に、別表第4の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 別表第4に掲げる地域に勤務していた職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、基本給及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額を地域手当を支給する。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年制令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）が、引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。その際、前項中「別表第4に掲げる地域」及び「地域手当の支給割合」は、それぞれ人事院規則9-49（地域手当）で定めている「支給地域」、「支給官署」又は「官署」及び「支給割合」を適用するものとする。

（住居手当）

第11条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

二 第13条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別

に定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項の規定にかかわらず、支給対象となる住宅が、次の各号に掲げる場合には職員に住居手当を支給しない。
 - 一 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払ってこれに居住している場合
 - 二 地方公共団体から貸与された職員宿舎に居住している場合
 - 三 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人から貸与された職員宿舎に居住している場合
 - 四 特別の法律の規定により、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人から貸与された職員宿舎に居住している場合
 - 五 配偶者、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族でない者が所有し、又は借り受けている住宅を借り受け、そこに同居している場合
- 4 職員及び新たに職員となった者が、第1項に規定する要件を具備するに至った場合においては、当該要件を具備していることを証明する書類を添付し、その居住の実情を速やかに理事長に届出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 5 住居手当の支給は、第1項に規定する職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項から第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 6 住居手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）とする。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうちもっとも長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
- 一 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - 二 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - 三 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - 四 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - 五 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - 六 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - 七 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - 八 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - 九 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - 十 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - 十一 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - 十二 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - 十三 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- 4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は、第2項に掲げる額に、前項に掲げる額を加算した額（1箇月当たりの運賃相当額及び前項に定める額の合計額が55,000円を超えるときはその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて

得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満の職員に支給する通勤手当の月額第2項に定める額とし、その額が第3項に定める額に満たないときは、第3項に定める額とする。

- 5 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 前項の規定は、給与法適用者等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 7 第1項各号に該当する職員は、その通勤の実情を理事長に届け出てその承認を受けるものとする。
- 8 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 9 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 10 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当については、1箇月)をいう。
- 11 前10項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第13条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動

又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 給与法適用者等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当、休日勤務手当）

- 第14条 業務上の必要により職員就業規程第29条に規定する所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 2 職員就業規程第31条第二号に規定する法定外休日に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務を命ぜられた全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、同条第1項における所定労働時間を超えて勤務した全時間及び同条第2項における勤務を命ぜられた全時間の計が、1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 職員就業規程第31条第一号に規定する法定休日に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務を命ぜられた全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第15条 削除

（管理職手当）

- 第16条 管理職手当は、審議役、本部長、センター長、所長、参事、課長、室長、主幹及びチーフ・研修プロデューサー（以下「役付職員」という。）に支給する。
- 2 管理職手当の月額、次の表に掲げる職員の区分及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表第5の管理職手当額欄に定める額とする。

職 種	区 分
審議役	1 種
本部長、センター長、所長、参事	2 種
参事、課長及び室長（センターに直接置かれるもの）	3 種（理事長が別に定める場合にあつては2種）
室長（課に置かれるもの）、主幹及びチーフ・研修プロデューサー	4 種

- 3 役付職員が月の初日から末日に至るまでの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第24条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「補償法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により、特に承認があつた場合を除く。）は、当月分の管理職手当は支給しない。
- 4 月の初日以外の日において職員が新たに役付職員を命ぜられた場合においては、その職員に支給する当月分の管理職手当の額は、当該手当の日額に、月の初日からその者が役付職員を命ぜられた日の前日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を第1項に規定する額から控除した額とする。
- 5 月の末日以外の日において職員が役付職員を免ぜられた場合においては、その職員に支給する当月分の管理職手当の額は、当該手当の日額に、その者が役付職員を免ぜられた日の翌日から月の末日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を第1項に規定する額から控除した額とする。
- 6 第14条の規定は、第1項の職員には適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

- 第17条 前条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
 - 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額とする。
 - 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - 二 第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
 - 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

- 第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第3項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職、解雇、又は死亡した職員についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職、解雇又は死亡した職員については退職、解雇又は死亡した日現在。）において当該職員が受けるべき基本給の月額

及びこれに対する地域手当の月額合計額（次表一に定める職員にあっては、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に同表の職務の級に対応する加算率を乗じて得た額（次表二に定める職員にあっては、その額に、俸給の月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「期末手当等基礎額」という。）に次表三に定める支給月毎の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

表一 職制上の段階、職務の級を考慮する職員

俸給表	職務の級	加算率
一般職	8級以上	100分の20
	7級、6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職	5級	100分の15（理事長が定めるものは20）
	4級・3級	100分の10（3級職員のうち理事長が定めるものは15）
	2級	100分の5

表二 管理又は監督の地位にある職員

俸給表	職務の級	管理職手当の区分	割増率
一般職	7級以上	1種	100分の25
		2種	100分の15
教育職	5級以上	1種	100分の25
		2種	100分の15

表三 期末手当支給割合

支給月	支給割合	
	管理又は監督の地位にある職員	その他の職員
6月	100分の107.5	100分の127.5
12月	100分の107.5	100分の127.5

3 前項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以

前6箇月以内の期間において、給与法適用者等が人事交流により職員となった場合に、当該機関がその者に期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。

一 職員就業規程第74条第2項第3号の規定により停職にされている期間については、その全期間

二 独立行政法人教職員支援機構職員の育児休業等に関する規程（平成29年規程第7号。以下「育児休業規程」という。）第2条の規定により育児休業をしている（当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）期間については、その2分の1の期間

三 独立行政法人教職員支援機構職員の配偶者同行休業に関する規程（令和2年規程第63号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第3条の規定により配偶者同行休業をしている期間については、その2分の1の期間

四 職員就業規程第10条の規定により休職にされている期間については、その2分の1の期間（職員給与規程第23条第1項第1号に規定する休職の期間を除く。）

五 育児休業規程第15条の規定により育児短時間勤務をしている期間については、当該期間から当該期間に1週当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

4 職員が次の各号に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 職員が基準日前1箇月以内に、職員が人事交流により引き続き給与法適用者等になるために退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合

二 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 職員就業規程第10条の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員又は職員就業規程第10条第1項第2号の規定により休職にされている職員

ロ 職員就業規程第74条第2項第3号の規定により停職にされている職員

ハ 育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ニ 配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

三 基準日から支給日の前日までの間に、次に掲げる事項に該当する職員となった場合

イ 職員就業規程第74条第2項第1号の規定により懲戒解雇処分を受けた場合

ロ 職員就業規程第15条第2号の規定により失職した場合

四 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員で、退職し、又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合

五 次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたもの（当該処分を取り消しされた者を除く。）でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた職員

5 支給日に期末手当を支給することとされている職員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期

間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至った場合

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び機構の事業計画の達成に対する貢献度に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職、解雇又は死亡した職員については退職、解雇又は死亡した日現在。）において当該職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第18条第2項の表一に定める職員にあっては、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職務の級に対応する加算率を乗じて得た額（第18条第2項の表二に定める職員にあっては、その額に、俸給の月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（以下「勤勉手当基礎額」という。）に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

3 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じた割合を乗じて得た額を超えてはならない。

支給月	支 給 割 合	
	管理又は監督の地位にある職員	その他の職員
6月	100分の115	100分の95

12月	100分の115	100分の95
-----	----------	---------

- 4 第2項で算出した勤勉手当の額は、理事長が職員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額を超えて支給することができる。
- 5 第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、給与法適用者等が人事交流により職員となった場合に、当該機関がその者に勤勉手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。
- 一 職員就業規程第74条第2項第3号の規定により停職にされている期間
 - 二 育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている（当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）期間
 - 三 独立行政法人教職員支援機構職員の介護休業等に関する規程（平成29年規程第23号。以下「介護休業規程」という。）第2条の規定により介護休業をしている（当該介護休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）期間
 - 四 配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている期間
 - 五 育児休業規程第15条の規定により育児短時間勤務をしている期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - 六 職員就業規程第10条により休職にされていた期間（業務上の傷病又は通勤による傷病を除く。）
 - 七 職員給与規程第21条の規定により給与を減額されていた期間
 - 八 傷病（業務上の傷病又は通勤による傷病を除く。）により勤務しなかった期間から職員就業規程第31条に規定する休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 九 育児休業規程第14条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 十 介護休業規程第7条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 十一 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 6 職員が次の各号に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
- 一 職員が基準日前1箇月以内に、職員が人事交流により引き続き給与法適用者等になるために退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合
 - 二 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 職員就業規程第10条第1項の規定により休職にされている職員（業務上の傷病又は通勤による傷病を除く。）
 - ロ 職員就業規程第74条第2項第3号の規定により停職にされている職員
 - ハ 育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
 - ニ 介護休業規程第2条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
 - ホ 配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
 - 三 基準日から支給日の前日までの間に、次に掲げる事項に該当する職員となった場合
 - イ 職員就業規程第74条第2項第1号の規定により懲戒解雇処分を受けた場合

ロ 職員就業規程第15条第2号の規定により失職した場合

四 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員で、退職し、又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合

五 次条の規定により勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けたもの（当該処分を取り消しされた者を除く。）でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた職員

7 支給日に勤勉手当を支給することとされている職員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至った場合

（俸給の半減）

第20条 次条の規定にかかわらず、職員が傷病（業務上の傷病又は通勤による傷病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は労働安全衛生法第68条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を越えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の引き続き勤務しない日につき、俸給の半額を減ずる。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（介護休業取得者の給与）

第22条 介護休業については、前条の規定にかかわらず、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を控除して給与を支給する。

（退職者の給与）

第23条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規程第10条第1項第1号又は第3号の規定により退職を命ぜられたときは、当該退職期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷害補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により退職を命ぜられた場合には、その退職期間が1年に達するまでは、基本給、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され退職を命じられた場合には、その退職期間中、基本給、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が退職（第1項から第3項の退職を除く）を命ぜられた場合におけるその退職中の給与については、その都度定める。

(育児休業者等の給与)

第24条 育児休業規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第18条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員
 - ロ 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- 四 職員が育児休業規程第14条に規定する部分休業の承認を受けて勤務することになった場合には、その勤務しない1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 五 職員が育児休業規程第15条に規定する育児短時間勤務の承認を受けて勤務することになった場合には、俸給、管理職手当、地域手当については、それぞれ算出率を乗じて得た額を支給する。

(配偶者同行休業者の給与)

第24条の2 配偶者同行休業規程により配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を2分の1以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。

(新たに採用された職員の給与)

第25条 月の初日以外の日において新たに採用された職員に採用当月分の給与を支給する場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、採用された日の属する月の翌月から支給し、俸給、管理職手当及び地域手当については、俸給、管理職手当及び地域手当の日額に月の初日からその者が採用された日の前日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を俸給、管理職手当及び地域手当の月額からそれぞれ控除する。

(退職者の給与)

第26条 月の末日以外の日において退職した者に対する退職当月分の給与を支給する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、当月分(その日が月の初日であるときは、その事実が生じた日に属する月の前月分まで)を支給し、俸給、管理職手当及び地域手当については、俸給、管理職手当及び調整手当の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を俸給、管理職手当及び地域手当の月額からそれぞれ控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の基本給、管理職手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その全額を支給する。

(給与の日額及び時間額)

第27条 この規程に定める俸給、これに対する地域手当及び管理職手当の日額はそ

れぞれ俸給、これに対する地域手当及び管理職手当の月額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額とする。

- 2 この規程に定める俸給の時間額は、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を当該事業年度の1月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。なお、算定した勤務1時間当たりの給与額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第28条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた1円未満の端数は切り捨てる。

(給与の支払)

第29条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、給与法適用者等の例により理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 平成29年度から平成31年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の職員給与規程第9条第3項の規定にかかわらず、次の表とする。

区分	対象者	手 当 額		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下、「一般職8級以上職員等」という。）にあつては3,500円）
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）	1人につき10,000円	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶	1人につき6,500円	1人につき6,500円（一般職員（一）8級以上職員等にあつては、3,500円）

	1日までの間にある孫	養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)		
第4号	満60歳以上の父及び祖父母			
第5号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
第6号	重度心身障害者			

3 平成29年度における新規則第9条第5項の規定の適用については、なお、従前の例による。

4 平成30年度及び平成31年度における新規則第9条第4項の規定の適用については、同項中「扶養親族（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務のが9級以上であるものにあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

5 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き職員給与規程別表第1の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（別表第1の俸給表6級以上である職員（以下「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

6 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 教員研修センター就業規程（教員研修センター規程第3号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

2 平成30年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳に満たない職員（その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成2

7年1月1日の昇給の抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用ないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月19日から施行する。
- 2 改正後の独立行政法人教職員支援機構職員給与規程の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第19条の規定 平成30年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 附則第1項の規定による改正後の独立行政法人教職員支援機構職員給与規程第16条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年11月29日から施行する。
- 2 改正後の独立行政法人教職員支援機構職員給与規程の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第19条の規定 令和元年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)
- 2 第11条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第11条第2項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第11条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 附則第1項の規定による改正後の独立行政法人教職員支援機構職員給与規程第8条の2の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 一般職俸給表（第4条関係）

職 員 俸 給 表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	

42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 教育職俸給表（第4条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500
9	191,600	233,900	298,200	347,400	424,200
10	194,400	236,300	300,700	350,300	426,700
11	197,100	238,700	303,100	353,400	429,000
12	199,800	241,100	305,700	356,700	431,300
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600
21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700
22	219,000	267,600	326,500	378,400	453,000
23	220,900	270,500	329,100	380,400	455,400
24	222,800	273,400	331,900	382,100	457,700
25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700
26	226,700	278,800	335,900	385,300	461,900
27	228,800	281,300	338,000	387,100	464,000
28	230,900	284,000	340,400	389,000	466,200
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400
40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800
45	260,800	315,500	373,600	415,300	500,700
46	262,300	316,500	375,400	416,900	502,500
47	263,900	317,300	376,900	418,300	504,300
48	265,200	318,300	378,700	419,900	506,200
49	266,700	319,200	380,200	421,300	507,900
50	267,400	320,100	381,800	422,600	509,600
51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400
52	269,000	321,700	385,100	425,200	513,300
53	269,800	322,900	386,200	425,900	514,900
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		
112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			
123	315,800	370,000			
124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

備考

この表は、機構の教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

（1）一般職

10級	審議役の職務
9級	審議役、本部長の職務
8級	審議役、本部長、センター長、所長、参事の職務
7級	本部長、センター長、所長、参事、課長の職務
6級	参事、課長の職務
5級	参事、課長、室長、主幹、チーフ・研修プロデューサー、研修プロデューサー、課長補佐、専門員の職務
4級	主幹、チーフ・研修プロデューサー、研修プロデューサー、課長補佐、室長心得、専門員、係長、専門職員の職務
3級	研修プロデューサー、係長、専門職員、主任の職務
2級	研修プロデューサー、主任の職務、特に高度の知識又は経験 を必要とする業務を行う職務
1級	定型的な業務を行う職務

（2）教育職

5級	上席フェロー、センター長の職務
4級	フェローの職務
3級	フェローの職務
2級	アシスタント・フェローの職務
1級	任命権者が定める職種の職務

別表第4（第10条関係）

支給地域	支給割合
茨城県つくば市	100分の16
東京都特別区	100分の20

別表第5（第16条関係）

（1）一般職

職務の級	区分	管理職手当額
10級	1種	139,300円
	2種	111,400円
9級	1種	130,300円
	2種	104,200円
8級	1種	117,000円
	2種	94,000円
7級	1種	110,600円

	2種	88,500円
	3種	77,400円
6級	2種	83,100円
	3種	72,700円
5級	2種	79,300円
	3種	69,400円
	4種	59,500円
4級	4種	55,500円
	5種	46,300円

(2) 教育職

職務の級	区 分	管理職手当額
5級	2種	103,400円